

議案第1号

平成21年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱方針について

平成21年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱方針について、下記のとおり提出します。

平成20年11月14日

鳥取県教育委員会教育長 中永廣樹

記

平成21年度以降に実施される全国学力・学習状況調査について、市町村ごと・学校ごとの結果の開示請求があった場合は、

- ・成長段階にある児童生徒の心情に対する配慮
- ・序列化や過度な競争が生じないような配慮

が必要との視点から鳥取県情報公開条例に所要の改正措置を講じた上で、開示するものとする。

【参考】(平成20年8月11日 臨時教育委員会 決定事項)

- 1 平成19・20年度の全国学力・学習状況調査における市町村ごと・学校ごとの結果の取扱いについては、非開示とする。
- 2 平成21年度以降の全国学力・学習状況調査における市町村ごと・学校ごとの結果の取扱いについては、今後検討する。

平成21年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱方針 検討用資料

平成20年11月14日
小中学校課

1 委員協議会（10/30）以降の主な動き・・・別紙のとおり

- ① パブリックコメント・県政参画電子アンケートによる意見
- ② 県内外の団体等からの意見書・要望書
- ③ 新聞報道による指摘

2 条例改正の概要

条項等	修 正 案	当 初 (10/30) 案
第9条 第2項 第7号 の改正	(変更なし)	<p>【開示義務】</p> <p>○小学校の児童等の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの調査結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p>
(未定)	<p>【開示を受けた者の責務】</p> <p>○全国学力調査に関する情報のうち学校又は学級ごとの結果の開示を受けた者は、当該情報の使用に当たって、この条例の目的及び第4条（適正使用）の規定の趣旨に基づき、次の<u>責務</u>を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>特定の学校や学級を識別できる方法で公表し、又は不特定多数の者に提供しないなど、児童等の心情に配慮すること</u>・<u>学校の序列化や過度の競争が生じないように配慮すること</u>	<p>【制限付き開示】</p> <p>○実施機関は、開示請求に係る公文書に全国学力調査の調査結果に関する情報が含まれる場合であって、児童等の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるときは、開示請求者に対し、当該情報の使用に関し、<u>特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてならない</u>、などの制限を付した上で開示決定することができる。</p> <p>○開示請求者は、上記制限に反して当該情報を使用してはならない。</p>
附 則	(変更なし)	<p>【適用】</p> <p>○公布の日から施行</p> <p>○平成21年度以降に実施される全国調査から適用（19・20年度分は、従前どおり（非開示））</p>

3 今後のスケジュール

- パブリックコメント・県政参画電子アンケートの締切り（集計） … 11/20
- 知事に条例改正を依頼 ……………… (未定)
- 11月議会 ……………… 11/25～12/18 (予定)

別 紙

委員協議会（10／30）以降の主な動き

① パブリックコメント・県政参画電子アンケートによる意見（11／13現在）

区分	開示レベル			使用制限を付すこと		
	市町村まで	学校まで	その他	賛成	反対	その他
パブリックコメント	(13.3 %) 2件	(40.0 %) 6件	(46.7 %) 7件	(38.5 %) 5件	(53.8 %) 7件	(7.7 %) 1件
県政参画電子アンケート	(31.4 %) 44件	(65.7 %) 92件	(2.9 %) 4件	(42.9 %) 60件	(53.6 %) 75件	(3.6 %) 5件

② 県内外の団体等からの意見書・要望書

- 「使用制限」を含む情報公開条例の改正に反対する意見書
(NPO法人情報公開クリアリングハウス)
※趣旨に賛同した市民オンブズマン石川からも同じ内容の意見書
- 2009年度以降の全国一斉学力テスト結果を開示しないよう求める要望書
(新日本婦人の会鳥取県本部)

③ 新聞報道による指摘（主なもの）

- 「使用制限は憲法違反」NPO、反対の意見書 11／6 毎日新聞
- 使用制限 知事「微妙な球だ」 7 "
- 「使用制限」違憲の疑い、弁護士らが批判 " 山陰中央新報

【参考】経緯

- 平成20年 8月11日 臨時教育委員会（公開）で、H19調査結果の非開示決定に対する異議申立てを棄却すると同時に、H19・20の調査結果は非開示とし、H21以降の調査結果は今後検討することを決定
- 19日 教育委員会委員協議会（非公開）で、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 22日 常任委員会で、臨時教育委員会（8／11）での決定内容を報告
- 26日～ 各市町村教育委員会へ調査結果の今後の取扱いに係るアンケートを実施
- 9月 9日 教育委員会委員協議会（非公開）、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 17日 常任委員会で、臨時教育委員会（8／11）での決定に関する質疑応答（山田委員長出席）
- 22日 9月議会で、内田議員の質問に対し、知事が条例改正に言及するとともに、山田委員長も条例改正の上、開示の方向も視野に入れることを答弁
- 25日 9月議会で、稻田議員の質問に対し、知事が条例改正に言及
10月 2日 市民オンブズ鳥取が、H19調査結果の非開示決定に対し、鳥取地方裁判所に提訴
- 教育長が、知事に条例改正の検討を申し入れ
- 3日 9月議会で、興治議員の質問に対し、山田委員長が条例改正に関し、制約条件のようなものにつけるのも一案である旨を答弁
- 9日 常任委員会で、条例改正を含めた今後の方向性について口頭で報告
- 14日 9月議会で、議員発議による「全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議」を可決
- 16日 教育委員会委員協議会（非公開）で、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 21日 市町村（学校組合）教育行政連絡協議会（公開）で、調査結果の今後の取扱いについて意見交換
- 22日 小・中・特別支援学校長会との意見交換会（公開）で、調査結果の今後の取扱いについて意見交換
- 30日 教育委員会委員協議会（公開）で、H21以降の調査結果の取扱いを協議し、「条例改正した上で、市町村ごと・学校ごとの調査結果を開示」の方向性を確認
- 11月 6日 政調政審で、委員協議会（10／30）での協議内容を報告
- 6日～ パブリックコメント・県政参画電子アンケート（～11／20）

パブリックコメントの状況（11／13現在）について

平成20年11月14日
小中学校課

1 結果の概要

番号	設問	選択肢	件数	%
問1	どのレベルまで開示するか	1. 市町村ごとの調査結果	2	13.3
		2. 学校ごとの調査結果	6	40.0
		3. その他	7	46.7
問2	開示する場合、公文書の使用に制限を付けることについて	1. 賛成	5	38.5
		2. 反対	7	53.8
		3. その他	1	7.7
問3	制限に賛成の場合の理由	1. 児童生徒の健全育成のための教育的配慮	3	30.0
		2. 序列化や過度な競争の防止	4	40.0
		3. その他	3	30.0
		4. 理由無し	0	0
問4	制限に反対の場合の理由	1. 情報公開条例の目的(知る権利)に反する	4	44.4
		2. 憲法の表現の自由(による知る権利)に反する	3	33.3
		3. その他	2	22.2
		4. 理由無し	0	0

2 各設問のその他の内容等

問1

- ・開示の必要はないと考えるが、開示しなければならないのなら県レベルで十分。

問2

- ・「情報」を開示する方針を曲げないというのであれば、制限は必要。

問3

- ・制限も必要だが、請求者の意図の確認も必要。

問4

- ・頑張って指導をされている学校、担任の先生はその結果の公表と併せ、高く評価されるべき。その逆も然り。民間では至極当然のこと。
- ・開示される情報は公にされ得る情報。公にされると支障がある情報は非開示とならざるを得ない。開示するにあたって使用制限を付さなければならないことは情報公開制度ではありえない。

問5 自由記述

- ・プライバシー侵害になれば、ますます学習できなくなるので余計に低下する。せいぜい公表するのは市町村くらいにとどめていただきたい。
- ・条例を改正する必要があると思わない。特定の学校が識別できることだとばかりはない。
- ・県議会は県民代表であり、議会で成立した条例に教育委員会が従わないことの方が大きな問題。どれだけの保護者が本件の情報公開に反対しているのか全く見えない。調査結果があれば公表して欲しい。
- ・次年度に向けて「開示ありき」で進めていることを問題に感じる。『テストの実施』そのものから検討する必要があるのではないか。

県政参画電子アンケートの状況（11／13現在）について

平成20年11月14日
小中学校課

1 結果の概要

番号	設問	選択肢	件数	%
問1	どのレベルまで開示するか	1. 市町村ごとの調査結果	44	31.4
		2. 学校ごとの調査結果	92	65.7
		3. その他	4	2.9
問2	開示する場合、公文書の使用に制限を付けることについて	1. 賛成	60	42.9
		2. 反対	75	53.6
		3. その他	5	3.6
問3	制限に賛成の場合の理由	1. 児童生徒の健全育成のための教育的配慮	39	48.8
		2. 序列化や過度な競争の防止	34	42.5
		3. その他	5	6.3
		4. 理由無し	2	2.5
問4	制限に反対の場合の理由	1. 情報公開条例の目的(知る権利)に反する	55	51.4
		2. 宪法の表現の自由(による知る権利)に反する	29	27.1
		3. その他	22	20.6
		4. 理由無し	1	0.9

2 各設問のその他の内容等

問1

- ・情報開示は、客観的かつ具体的なものであるべき。包括的なデータではなく具体的なものが必要。それぞれの学校における教育の成果を評価する機会でもあり、開示して当然。
- ・10名以下であっても開示すべき。目的は、現状に気づき(本人、教師、保護者、地域)どうすべきかを考え、行動するための指標であるべきことだから。

問2

- ・公文書に制限をつけてまで、開示が必要かどうか疑問。
- ・厳正に実行できるかどうか不安を感じるが、一定の歯止めも必要かと考える。

問3

- ・現状を把握し、改善するための資料としては、現場の教員・関係者のみが知ればよいことがある。制限を設けないと、過度な競争が発生すると思う。

問4

- ・「権利」などという言葉を持ち出すまでもなく、「公開」とはそのような制限が付かないもの。
- ・学力が良くなかった等の場合に、具体的な改善方策を県民みんなで考えることに繋がる。
- ・児童生徒が自分たちの状況を客観的に把握する一つの機会。正常な競争を促すチャンス。

問5

- ・目的は学力分析し教育施策に反映すること。教育関係業者が競争を繰り広げることは必ずあり、子供はそれらに振り回される。開示ありきではなく、原則非開示という考え方もある。
- ・学校ごとの成績は、先生の能力評価でもある。先生は自分の能力が公になるのを恐れている。我が子を優れた先生の元に通わせたいと思うのは当然の権利。将来は学校選択とすべき。教え方の上手な先生には報酬を上げ、能力主義、成果主義を導入すべき。
- ・序列はすでにしている。競争は既にあるし関係者は努力している。いい意味で競争心を培い、レベルアップが図れる。優秀な人材育成のために目標を明らかにすることが重要。
- ・過度の競争にならないような公表をすべき。適度な競争は必要だが過度の競争は格差社会を生み出し社会の不安定要素となる。

全国学力・学習状況調査結果の開示に係る 鳥取県情報公開条例の改正に関する調査

1 調査の目的

国が実施し、小・中学校及び特別支援学校が参加した「全国学力・学習状況調査」の結果については、家庭や地域と情報を共有し、教育力の向上に活用するべきという意見がある一方で、開示請求者が開示内容を公表することにより市町村や学校が序列化され、過度な競争が起こり、子どもたちの健全な育成を阻害するおそれがあるという意見もあります。

県教育委員会では、平成21年度以降に実施される全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、「子どもたちの心情に配慮しつつ、県民の皆様に調査結果を有効に活用していくため、鳥取県情報公開条例を改正した上で、調査結果を開示する」という方向性を確認し、現在、条例改正に向けた検討を行っています。

この度の調査は、県教育委員会で検討中の条例改正素案について、広く県民の皆様から御意見を伺い、今後の参考にしたいと考えているものです。

<全国学力・学習状況調査の概要>

調査対象：小学校6年、中学校3年の全児童生徒（含 特別支援学校）

調査教科：国語、算数（中学校は数学）

※生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査も実施。

県教育委員会保有データ：

県内の市町村別及び小・中学校、特別支援学校別の調査結果（公立学校分）

2 調査内容

問1 検討中の素案では、市町村ごとの調査結果及び学校ごとの調査結果（1学校1学級で児童生徒数が10人以下の場合を除く）を開示することとしていますが、調査結果を開示する場合、どのレベルまで開示するのが妥当だと思いますか。（複数回答可）

1 市町村ごとの調査結果

2 学校ごとの調査結果（1学校1学級で児童・生徒数が10人以下の場合を除く）

3 その他（ ）

問2 検討中の素案では、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮の観点から、開示した情報の使用に制限を付けることとしています。その場合、「特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない」という制限を付けることも考えられます。調査結果を開示する場合、公文書の使用にこうした制限を付けることに賛成ですか、反対ですか。賛成・反対どちらにも当てはまらない場合は「3 その他」を選んでご意見を記入してください。

1 賛成

2 反対

3 その他（ ）

問3 問2で「1 賛成」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

1 児童生徒の健全な育成のため、教育的配慮が必要

2 序列化や過度な競争が生じないようにすべき

3 その他（ ）

4 理由無し

問4 問2で「2 反対」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

1 県情報公開条例の目的（県民の知る権利の尊重）に反する

2 宪法に定められた表現の自由（による知る権利）に反する

3 その他（ ）

4 理由無し

問5 検討中の素案に対して、その他の御意見があれば、自由に記述してください。

応募期限

平成20年11月20日（木）必着

応募方法

(1) 郵送

〒680-8570（住所の記載は不要）

鳥取県教育委員会 小中学校課 指導係

(2) ファクシミリ

0857-26-8170

(3) 電子メール

shouchuugakkou@pref.tottori.jp

(4) 県庁県民室、各総合事務所県民局又は県立図書館に設置してある意見箱へ投函

※県民室、各県民局及び県立図書館に調査用紙と参考資料（鳥取県情報公開条例改正検討中素案と全国学力・学習状況調査の概要）を置いています。

(5) 各市町村役場で配布する応募用紙の回答用封筒に入れて郵送

※各市町村役場に応募用紙と調査用紙、参考資料（鳥取県情報公開条例改正検討中素案と全国学力・学習状況調査の概要）を置いています。

問い合わせ先

鳥取県教育委員会 小中学校課 指導係

電話：0857-26-7512

鳥取県情報公開条例の改正を検討中の素案

関連条項	改 正 等 の 内 容
<改正> 第9条 第2項 第7号 (開示義務)	<ul style="list-style-type: none"> ○「全国的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの調査結果（以下「全国調査結果」という。）であって、児童生徒の数が10人以下の学級に係るもの」を非開示情報として追加する。
<新設> 第10条の2 (制限付き開示)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施機関は、開示請求に係る公文書に全国調査結果が含まれる場合であって、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるとときは、開示請求者に対し、当該情報の使用に関し、制限を付した上で開示決定することができる。 <p style="margin-top: 1em;">※制限の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の学校または学級を識別できる方法による公表または提供をしてはならない。 ○開示請求者は、上記制限に反して当該情報を使用してはならない。
附則（適用）	<ul style="list-style-type: none"> ○公布の日から施行。 ○平成21年度以降に実施される全国調査から適用。 ○平成19・20年度実施分は、従前どおり非開示。

※（注）実施機関＝県教育委員会

<参考>鳥取県情報公開条例抜粋（現行）

（目的）

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（7）小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

第10条 略（「部分開示」の規定：この後に「条件付開示」の規定を新設。）





別添2

2008年11月5日

「使用制限」を含む情報公開条例の改正に反対する意見書

鳥取県教育委員会委員長 山田修平 殿

特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス
〒160-0005 東京都新宿区愛住町3 貴雲閣ビル108
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
URL <http://clearing-house.org/>
e-mail icj@clearing-house.org

私たちは情報公開の拡充のため活動を続けているNPO（特定非営利活動法人）です。全国学力テストの公開に関する貴県で情報公開条例の改正を検討していると報道された件について、これに反対する立場から意見書を提出します。

以下に述べるように、今回予定されている条例改正は制度の根幹を危うくするばかりか、憲法第21条の表現の自由、報道の自由を侵害するおそれすらあります。「思いつき」としかいえないような拙速な条例改正を避けることを強く求めます。

1. 改正案の主旨

現段階では具体的な条例改正案は示されていませんが、各紙（2008年10月30日夕刊）は以下のように条例改正について報道しています。

- ・開示によりデータが広く流布されることがないよう「特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない」と使用制限を導入、違反者への罰則の可否も今後、検討するとしている。（毎日新聞）
- ・この日、県教育委員の会合で、事務局側が「特定の学校、または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない、などの制限を付して開示できる」との条例改正案を提示し、委員側が了承した。違反者への罰則は設けない。（読売新聞）
- ・情報公開請求者に対し、特定の学校を識別できる形でのデータの公表、提供を禁じる。（朝日新聞）

また、知事定例記者会見（2008年10月30日）の記録には、以下のような知事の発言の内容があります。

- ・県教委でどういうことを今考えられているかはわかりませんが、一般的にいえば、今も情報公開条例だとか個人情報保護条例などでいろんな定め方はありますけれども、開示される情報の項目についての制限を設けることとか、それから開示請求を行うこ

とができる人についての制限であるとか、また適正利用というような制限を設けてい
る条項も今でもあります。

ですから、そういうものを多分参考にされていろいろ考えられるんじゃないかと思つ
ておりますけども、具体的なアイデアは教育委員会の方の提示を待ちたいと思いま
す。

以上のことから、全国学力テストの学校別結果の公開について、請求者による公表、提
供等の使用を制限することが条例改正案の主旨だと思われます。

2. 改正に反対する理由

ほとんどすべての自治体が情報公開条例を制定していますが、条例改正案のような「使
用制限」を盛り込んだものは皆無です。確かに、貴県の情報公開条例は以下のように「適
正使用」の規定を盛り込んでいます。

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これ
によって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(鳥取県情報公開条例)

しかし、これはあくまでも訓示的な規定であり、公開された情報をどのように使用する
かは請求者の良識に委ねられるべきものです。ちなみに同様の規定をもつ岩手県は、この
規定について以下のように説明しています（下線は引用者による）。

【解釈・運用】

1 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、開示によ
って得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないこ
とをいう。

2 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用され
るおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認め
られる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請す
るものとする。

ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けた者が要請に応じないこ
とを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の開示を拒否することはできない
ものである。

(岩手県「情報公開条例の解釈及び運用基準」)

このように「適正使用」を「訓示的規定」と位置づけ、公開された情報の使用について
も「要請」にとどめるのは、それ以上の関与が憲法 21 条に違反するからです。

憲法 21 条は表現の自由を保障するとともに、「検閲は、これをしてはならない」と明記しています。貴県が全国学力テストの学校別結果の公開に際して、公表、提供等の使用を制限するすれば、それは憲法が禁止する「検閲」にあたるおそれがあります。

情報公開条例で公開された情報をホームページやブログで公表する市民は、全国各地そして貴県にもいます。また、報道機関が全国学力テストの学校別結果の内容を報道することも十分に考えられます。条例改正案は、こうした市民や報道機関による情報の共有化を阻害し、表現の自由や報道の自由を不当に侵害するおそれがあります。

しかも、前出の毎日新聞の記事では「『児童の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるとき』に使用制限を付ける」との記載があります。仮に条例改正案が「教育的配慮」という用語で「使用制限」をするとすれば、事態はより深刻といわざるを得ません。周知のとおり、表現の自由の違憲審査基準として「明白かつ現在の危険」があります。「教育的配慮」とは、これを用いる人間の教育観（主觀）によって内容が異なり、きわめてあいまいな概念です。その点でも、憲法違反のおそれが強いと思われます。それを「使用制限」の「基準」として使うことは、公開された情報の公表、提供等の使用に対して、請求者に必要以上の「萎縮効果」を及ぼすことになります。

確かに、貴県による「使用制限」が罰則等の強制措置を伴わず、「適正使用」の規定に基づく「要請」にとどまるものであるならば、「検閲」には当たらず憲法 21 条に違反するおそれは低減するとの見方もあります。しかし、そのように「使用制限」の実効性が担保されないならば、県民や議会までも巻き込み、膨大なコストをかけてまで、わざわざ条例を改正する必要はありません。現行条例の「適正使用」の規定で十分に対応できるはずです。それにもかかわらず、条例を改正するのは情報公開に対する「過剰反応」といわざるを得ません。

なお、東京都墨田区のように、各学校のホームページで全国学力テストの学校別結果を公表している自治体もあります。それとまったく同じ情報であるにもかかわらず、鳥取県では「教育的配慮」を欠く不適正な使用だとして、市民や報道機関による使用が規制されるような事態を、私たちは看過することはできません。地方分権は決して憲法違反の「ローカル・ルール」を容認するものではありません。情報公開への抵抗感という「情」を排して、貴県が「理」にかなった判断をすることを強く求めます。

以上





2008年11月7日

「使用制限」を含む情報公開条例の改正に反対する意見書

鳥取県教育委員会委員長 山田修平 殿

市民オンブズマン石川代表 中村正
〒920-0911 石川県金沢市橋場町6番
TEL. 076-232-0004 FAX. 076-232-1104



私たちは情報公開の拡充のため活動を続けている市民団体です。

全国学力テストの公開に関連して、貴県で情報公開条例の改正を検討していると報道された件について、これに反対する立場から意見書を提出します。

以下に述べるように、今回予定されている条例改正は制度の根幹を危うくするばかりか、憲法第21条の表現の自由、報道の自由を侵害するおそれすらあります。「思いつき」としかいえないような拙速な条例改正を避けることを強く求めます。

1. 改正案の主旨

現段階では具体的な条例改正案は示されていませんが、各紙（2008年10月30日夕刊）は以下のように条例改正について報道しています。

- ・ 開示によりデータが広く流布されることがないよう「特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない」と使用制限を導入、違反者への罰則の可否も今後、検討するとしている。（毎日新聞）
- ・ この日、県教育委員の会合で、事務局側が「特定の学校、または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない、などの制限を付して開示できる」との条例改正案を提示し、委員側が了承した。違反者への罰則は設けない。（読売新聞）
- ・ 情報公開請求者に対し、特定の学校を識別できる形でのデータの公表、提供を禁じる。（朝日新聞）

また、知事定例記者会見（2008年10月30日）の記録には、以下のような知事の発言の内容があります。

- ・ 県教委でどういふことを今考えられているかはわかりませんが、一般的にいえば、今も情報公開条例だと個人情報保護条例などでいろんな定め方はありますけれども、開示される情報の項目についての制限を設けることとか、それから開示請求を行うことができる人についての制限であるとか、また適正利用というような制限を設けている条項も今でもあります。
- ・ ですから、そういうものを多分参考にされていろいろ考えられるんじゃないかなと思っておりますけども、具体的なアイデアは教育委員会の方の提示を待ちたいと思います。

以上のことから、全国学力テストの学校別結果の公開について、請求者による公表、提供等の使用を制限することが条例改正案の主旨だと思われます。

2. 改正に反対する理由

ほとんどすべての自治体が情報公開条例を制定していますが、条例改正案のような「使用制限」を盛り込んだものは皆無です。確かに、貴県の情報公開条例は以下のように「適正使用」の規定を盛り込んでいます。

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(鳥取県情報公開条例)

しかし、これはあくまでも訓示的な規定であり、公開された情報をどのように使用するかは請求者の良識に委ねられるべきものです。ちなみに同様の規定をもつ岩手県は、この規定について以下のように説明しています（下線は引用者による）。

【解釈・運用】

- 1 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、開示によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 2 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。

ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けた者が要請に応じないこ

とを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の開示を拒否することはできないものである。

(岩手県「情報公開条例の解釈及び運用基準」)

このように「適正使用」を「訓示的規定」と位置づけ、公開された情報の使用についても「要請」にとどめるのは、それ以上の関与が憲法21条に違反するからです。

憲法21条は表現の自由を保障するとともに、「検閲は、これをしてはならない」と明記しています。貴県が全国学力テストの学校別結果の公開に際して、公表、提供等の使用を制限するとすれば、それは憲法が禁止する「検閲」にあたるおそれがあります。

情報公開条例で公開された情報をホームページやブログで公表する市民は、全国各地そして貴県にもいます。また、報道機関が全国学力テストの学校別結果の内容を報道することも十分に考えられます。条例改正案は、こうした市民や報道機関による情報の共有化を阻害し、表現の自由や報道の自由を不当に侵害するおそれがあります。

しかも、前出の毎日新聞の記事では「『児童の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるとき』に使用制限を付ける」との記載があります。仮に条例改正案が「教育的配慮」という用語で「使用制限」をするとすれば、事態はより深刻といわざるを得ません。周知のとおり、表現の自由の違憲審査基準として「明白かつ現在の危険」があります。「教育的配慮」とは、これを用いる人間の教育観（主観）によって内容が異なり、きわめてあいまいな概念です。その点でも、憲法違反のおそれが強いと思われます。それを「使用制限」の「基準」として使うことは、公開された情報の公表、提供等の使用に対して、請求者に必要以上の「萎縮効果」を及ぼすことになります。

確かに、貴県による「使用制限」が罰則等の強制措置を伴わず、「適正使用」の規定に基づく「要請」にとどまるものであるならば、「検閲」には当たらず憲法21条に違反するおそれは低減するとの見方もあります。しかし、そのように「使用制限」の実効性が担保されないならば、県民や議会までも巻き込み、膨大なコストをかけてまで、わざわざ条例を改正する必要はありません。現行条例の「適正使用」の規定で十分に対応できるはずです。それにもかかわらず、条例を改正するのは情報公開に対する「過剰反応」といわざるを得ません。

なお、東京都墨田区のように、各学校のホームページで全国学力テストの学校別結果を公表している自治体もあります。それとまったく同じ情報であるにもかかわらず、鳥取県では「教育的配慮」を欠く不適正な使用だとして、市民や報道機関による使用が規制されるような事態を、私たちは看過することはできません。地方分権は決して憲法違反の「ローカル・ルール」を容認するものではありません。情報公開への抵抗感という「情」を排して、貴県が「理」にかなった判断をすることを強く求めます。

以上



2008年11月11日

鳥取県教育委員会教育委員長

山田修平 様



新日本婦人の会鳥取県本部

会長 山内淳子

鳥取市田島 454-4

TEL (0857) 21-4445

FAX (0857) 21-4495



2009年度以降の全国一斉学力テスト結果を開示しないよう求める要望書

県教育委員会が、2007年度、2008年度の全国一斉学力テストの結果を非開示とされたことに対し、まず心からの敬意を表したいと思います。

しかし、2009年度の結果については、情報公開条例を改正した上で、調査結果の開示をする方向で検討をされていることに強く異議を申し立てるものです。「地域との情報共有」とか「県民の皆様に調査結果を有効に活用していただく」という理由で公表するのが望ましいように論議がすすんでいますが、そもそも、地域でテスト結果の情報を共有するということはどういうことなのか、どんな活用の仕方があるのか、県民の私たちには皆目見当がつきません。

先日行われた地域の学校開放に参加したところ、学力テストの全国平均、県平均、学校平均のグラフと、具体的にどんな問題の回答率が低いのかが説明され、学校としては、こういう力が伸びるように指導していくべきという説明がありました。保護者は学校の先生方を信頼し、学校が学力テストの結果を分析されて、今後の指導に生かされるだろうと思っています。市町村ごと、学校ごとの情報公開がないと、先生方の指導力向上ができないというわけではありません。地域がテストの点に一喜一憂することは、先生方が子どもたちの全人格の発達をと、心を碎いておられるなどをむしろ阻害するのではないかとの危惧さえ抱きます。成績向上のための特別な支援も、子どもたちの学校嫌いを招く恐れさえあるということも十分に考慮していただきたいと考えます。

いったん出された情報が序列化して独り歩きすることを止めることはできないだろうと思われますし、一方、出された情報の利用方法のことまで制限することは、民主主義の原則から見て適切でないと私たちは考えます。

学力テストの成績についてはさまざまな分析がされています。経済格差、生活環境、県民性のみならず、全国には事前に、模擬テストをやった学校もたくさんあるということも報道されています。こうしたさまざまな要因があるにも関わらず、数値だけが出されていくことに、メリットがあるとは思えません。学校の成績の序列化は、保護者の学校への信頼を損ない、学校間の競争をあおる要因になり、ひいては先生方からゆとりを奪っていくことになる恐れがたぶんにあると思われます。学校が序列化されることで、子どもたち自身が序列化されていると受け止めるのではないかでしょうか。特に平均点以下の子どもたちは劣等感を抱くのではないかでしょうか。

県教育委員会が検討しておられる鳥取県情報公開条例の改正は、教育現場にいっそうの混乱を招くものと思われます。

出した情報の制限が必要とまで思われるのでしたら、きっぱりと非開示の方向で、情報公開条例の改正をされるよう強く要求します。



開示データ

改正案 NPO、反対の意見書

全国学力テストのデータの開示を巡って県教委が開示データの使用制限を導入しようとしていることに対し、NPO「情報公開クリアリングハウス」（東京都）は10月、使用制限は表現の自由を保障する憲法に違反するとして眞信報公開条例の改正案を反対する意見書を平井伸知理事と山田修平県教育監査官と提出した。全国のオランダマン団体や日本連合が賛同を呼び掛けていくところ。

【平成20年10月】

情報公開問題

学力テスト成績非開示

眞信報は「自治体の情報公開条例で、使用制限を盛り込んだものは『無』と指摘。使用者が使いたい限り、県教委が使用制限を行ひた理由」と規定する「検閲」にて、「あなたの怒れがあなむ」と読めども、「明白かつ現在の危険」が存在するかの判断が誤りがあり、この限りでない。また、眞信報は表現の自由を保障する憲法が「検閲せしめなどない」と挙げて、原案に反対して「教育的配慮」を示情報の適正使用を求める規定がある。

ものではなさうだね、条例改正是あるべきだ。条例の精神を逸脱していないと思う。この点について、奥津茂樹理事は「クリアリングハウスの奥津茂樹理事は、憲法違反の感覚はない事実上の『要請』にとどまるのであるのである」。この点について、意見書は「原則を設けたこと」について、「憲法違反の感覚はあるのだろうか」と批評している。

(毎日)

タ限
デ制
示用
開使

知事「微妙な球だ」

「違憲」の指摘に言葉濁す



全国学力テストの開示を巡りて県教委が開示データの使用制限を検討していることについて、平井伸治知事は

6日の定例会見で「適正使用の規定の延長なら現行条例からの踏み出しかねないと愚か」と述べ、「改めて答認する姿勢を示した。一方、表現の自由を規定する憲法違反に対する憤りも強く、改めて答認する姿勢を示した。また、県教委が罰則を設けない方針を固めてくることを挙げ、「憲法の體議に

参画」などと強調。使用制限について「事前に発表する内容を済すわけではなく」として憲法が禁止する「検閲」にはあたらないとした。また、県教委が罰則を設けない方針を固めてくることを挙げ、「憲法の體議に

は済らなかったのだが」と述べた。だが、「違憲ではない」と明言するには避けた。

また、

県教委が「教

育的配慮が必要と認められたもの」と使用制限をせざるを強調。しかし、「あくまでも教育的配慮が例えれば必要かと願う」と述べた。また、県教委が罰則を設けない方針を固めてくることを挙げ、「憲法の體議に

県民の意見募集 県教委

参考文献

ル shouchuuga
kkou@pref.tottori.jp ▷ 厚生労働省
令事務所県民室、県立
図書館に設置する意
見箱に投かべ——のい
じとに応する賛否な
ずれかで応募。各市町
村でも応募用紙を配
布する。問い合わせは

全国学力テストの開示を巡る県教委規制について県教

委は6日、「県民からの意見募集を始めた。20日まで募る。14日まで寄せられた意見は、同日開かれる定例教育委員会で参考にする。」と述べた。一方、「表現の自由を規定する憲法違反に対する憤りも強く、改めて答認する姿勢を示した。また、県教委が罰則を設けない方針を固めてくることを挙げ、「憲法の體議に

投げてぶる」と言葉を濁した。

14日以降の意見は県民局で条例改正案策定の

参考文献

1) 郵送 (FAX: 6880-1890)、県教委小中学校課指導係、住所不明用、20日必着) ▷ ファクス (080-3726-7511)
2) へ。
【宇多川はるか】

(山陰中央)

全国学力テスト結果開示

鳥取県教育委員会が全国学力テスト結果の制限を受けた情報公開条例の改正を検討しているが、批判や疑問の声が上がり、「治鳥取県知事は六日の定例会見で「違憲とは思わない」と何とも言ふな」と答えるだけのことだ。

情報公開法の拡充に取り組むNPO法人情報公開クリアリングハウスは、(東京都)は同日までに、知事と教育委員長に対し「使用制限」反対の意見書を提出。意見書では、「報道やネット上で」の公表の使用制限は表現や報道の自由を不恰當に侵害し、憲法違反のおそれがあるとして、開示請求者に対して必要以上の躊躇(じゅしゆ)なく効果を及ぼす」とことなる」としつづけた。

同NPOの奥津茂樹常務理事は「使用制限をかかれてる情報公開条例は全国で皆無。制度の根幹を危うくする問題をばら

情報公開法に詳しく述べる。元衆議院法制局職員の大田雅幸弁護士(東京都)は「情報を開示する」ということは、誰もが知り得る状態にすること。開示ができる情報を開示することができない、むしろのは論理矛盾に陥る」としては、法としての合理性を問題にする。

日本弁連情報問題対策委員会副委員長の清水勉弁護士(東京都)は「開示された情報がネットに掲載された場合、追跡が可能な。使用状態を行政は監視し続けなければなら

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

鳥取県の 条例改正案 弁護士らが批判

「使用制限」 違憲の疑い

